

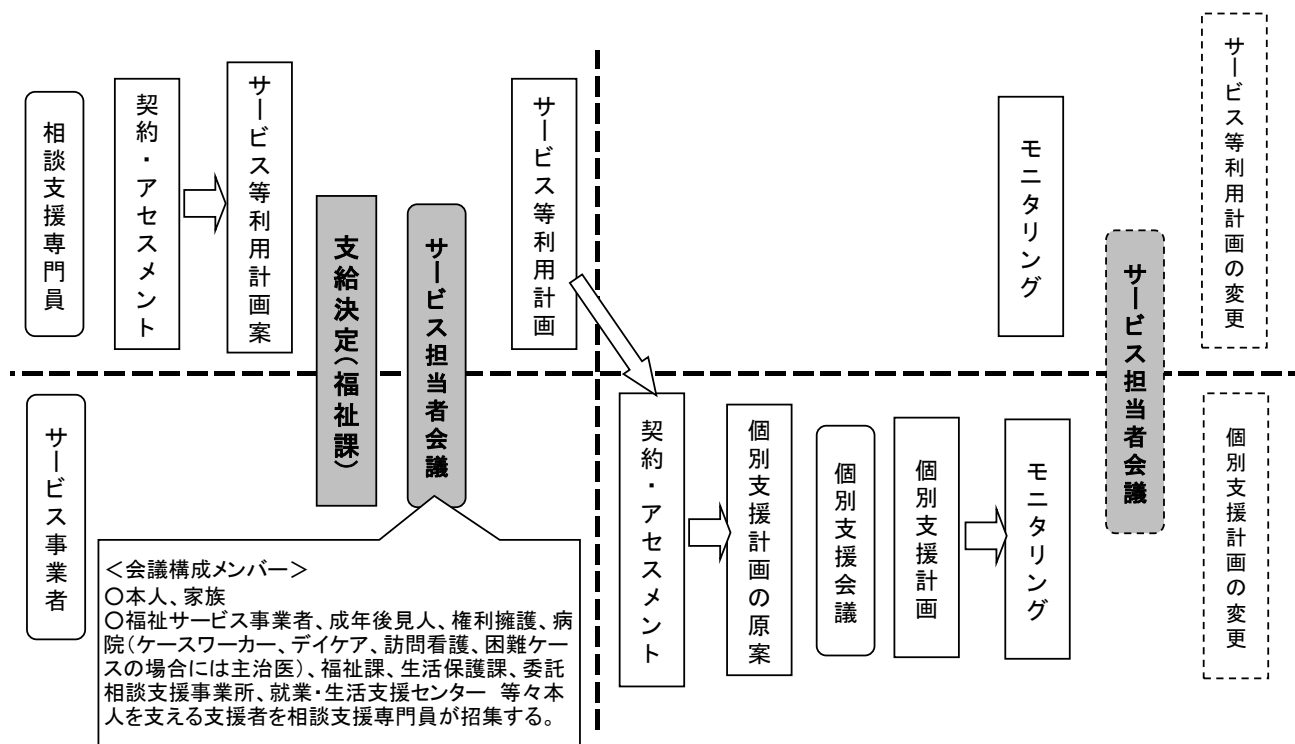
平成30年度 事業実績報告

特定相談支援事業所 りんく

計画相談について

●計画相談支援の流れ(参考)

居宅または入所先、利用事業所を訪問し対面しての面談を基本としている。



●利用状況

【契約者 利用福祉サービス】

○介護給付

居宅介護(ホームヘルプ)、短期入所(ショートステイ)、生活介護、療養介護
ケアホーム(入所施設)、同行援護 など

○訓練等給付

自立訓練(通所、宿泊型)、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援 など

○その他(福祉サービス以外)

- ・移動支援、日中一時支援・・・市町村の地域生活支援事業
- ・訪問看護、精神科デイケア・・・医療サービス
- ・日常生活自立支援事業(権利擁護)

りんくでは、契約者に対し、上記福祉サービスとその他のサービスについて相談を受け、利用調整の支援をしている。

【契約者数】

- ①24年度・・・計25名
- ②25年度・・・計60名
- ③26年度・・・計46名
- ④27年度・・・計31名
- ⑤28年度・・・計22名
- ⑥29年度・・・計20名
- ⑥30年度・・・以下参照

⇒総契約者数・・・243名(内5名は再契約者であるため実人数238名)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	年計		※前年度
新規契約件数(計画)	3名	3名	3名	3名	3名	3名	計画	36名	
新規契約件数(実績)	3名	3名	3名	7名	3名	5名	実績	39名	20名
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年計		※前年度
新規契約件数(計画)	3名	3名	3名	3名	3名	3名	計画	36名	
新規契約件数(実績)	3名	2名	2名	2名	0名	6名	実績	39名	20名

※契約者数が伸びた要因は、30年度より専従相談支援専門員が2名体制となったためである。

新相談支援専門員は担当人数に余裕あり、新規契約を受けやすかった。

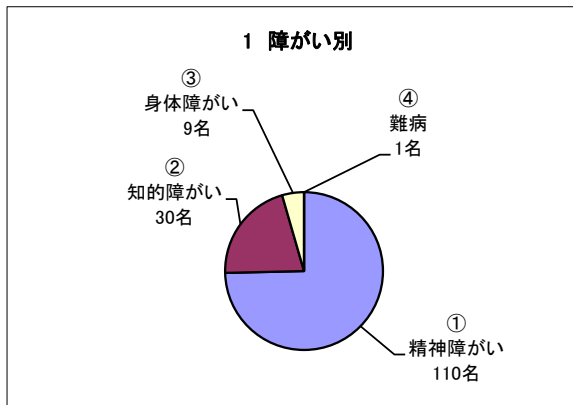
【市町村別契約者数(契約時の支給決定先)】

市町村	人数	契約者総数	利用終了	終了者総数	支援中の人数	31.3.31現在 契約者数	
鈴鹿市	196名	238名	68名	88名	128名	150名	
亀山市	17名		6名		11名		亀山市・・・1名鈴鹿転入
桑名市	1名		0名		1名		
東員町	1名		1名		0名		
四日市市	5名		3名		2名		四日市市・・・3名鈴鹿転入
津市	5名		2名		3名		
伊勢市	3名		2名		1名		伊勢市・・・1名鈴鹿転入
伊賀市	2名		2名		0名		
名張市	1名		1名		0名		
松阪市	2名		2名		0名		
紀北町	2名		0名		2名		紀北町・・・2名鈴鹿転入
大台町	1名		0名		1名		
兵庫県姫路市	1名		1名		0名		
沖縄県宮古島市	1名	0名	1名				

【障害種別内訳】

- ・精神障がい・・・110名(内、難病と重複2名、高次脳機能障害3名)
- ・知的障がい・・・30名(内、児童相談所経由の未成年利用者3名→現在2名成人、1名未成年)
- ・身体障がい・・・9名(内、重症心身障がい2名)
- ・難病・・・1名

※保護者の援助が得られない未成年者や、家族全員に知的障がいがある家庭基盤が脆弱な利用者(家族全員が利用者)等、支援度が高いケースも多数含まれている。

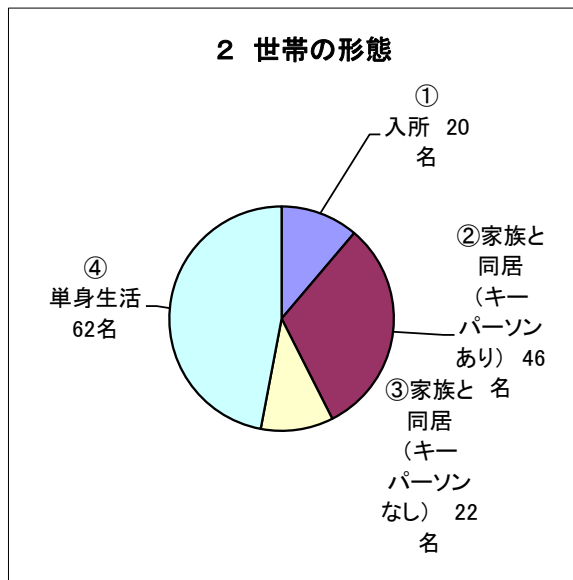


1 障がい別(補足)

- ①精神障がい内訳
- 統合失調症……………78名
 - 統合失調型障害……………1名
 - 総合失調感情障害……………2名
 - うつ、気分障害、非定型うつ……10名
 - 非定型精神病……………1名
 - 躁鬱病……………1名
 - 双極性障害……………1名
 - 高次脳機能障害、脳器質性精神障害
……4名(病気、事故)
 - てんかん……………1名
 - 摂食障害……………1名
 - パニック障害……………1名
 - 依存性パーソナリティ障害……………1名
 - 衝動性パーソナリティ障害……………1名
 - 身体表現性障害……………2名
 - 発達障害(アスペルガー)……………2名
 - アルコール依存症……………3名

※主たる診断名で表記。上記利用者の中には、アルコール依存症、難病(多発性硬化症、神経ベーチェット病)、躁鬱病等重複障害あり。

【世帯形態の内訳】



2 世帯の形態(補足)

- ①入所
施設入所、グループホーム、宿泊型自立訓練施設など、見守りのある環境。
- ②家族と同居
親兄弟等と同居し、家族内にキーパーソンがいる世帯。
- ③家族と同居
親兄弟と同居しているが、高齢の親も認知症等で支援が必要、或いは障害者世帯で家族全員がなんらかの支援が必要な家庭等で、キーパーソンとなりえる家族がいない世帯。

※③④……その他の利用者よりも支援度高く、サービスの利用調整以外の一般的な相談の関わりが

【りんく支援終了の理由】

- ①福祉サービスの利用終了(入院、さんさんを退所し医療サービスのみの利用、A/B型事業所を退所し一般就労等)→医療関係者への引継ぎ、委託相談支援事業所への登録援助等 ……50名
- ②介護保険への移行→高齢者施設、ケアマネージャーへの引継ぎ ……8名
- ③他圏域のサービス利用(施設入所など)→当該地の計画相談事業所への引継ぎ ……4名
- ④他界……10名
- ⑤本人の希望、その他の理由による事業所変更……3名
- ⑥逮捕・収監……3名
- ⑦契約するも、後にサービスにつながらなかった……10名

●鈴鹿亀山圏域の計画相談進捗状況(平成30年3月末現在)と今後

同事業が開始され、平成24年度から30年度までの7年間の間に、県・市町・委託相談支援事業所や特定相談支援事業所が一体となって体制整備を進めた。

→30年3月末の時点での鈴鹿・亀山両市

□障害児(児童福祉法)サービス 100%

□障害者(障害者総合支援法)サービス 100%

→鈴鹿市障害者の内訳(障害者)

サービス利用者 1,474名	}	計画作成済み・・・1250名
		介護保険(65歳以上でケアマネージャーが担当)・・・57名
		セルフプラン・・・167名

⇒今後は、①新規利用者、②上記セルフプラン利用者の計画作成を圏域全体で進める。

●鈴鹿亀山圏域の事業者数(平成30年3月末現在)

	障害者	障害児(障害者と兼務が多い)
鈴鹿市	13事業所	8事業所(※内児童を専門的に支援→2事業所)
亀山市	3事業所	3事業所

※各事業所に相談支援専門員は1～2名のみ、各支援員が60～200名程度の利用者を担当。

●課題と取組み

1. 事業運営上の課題

制度設計そのものに問題あり。

つまり、膨大な業務量にも関わらず報酬単価が低い。1人が200名以上担当してようやく黒字か。

↓

H30年の報酬改定にて

- ・福祉サービス全体に対して・・・【基本報酬見直し＝計画相談基本報酬は減額】
- ・計画相談に対して・・・【計画相談支援における質の高い事業者の適切な評価＝加算の創設】がうたわれた。

<課題に対する取り組み>

H30年度から基本報酬は下げられたものの、各種加算が創設され、請求が可能となった。

加算額については35単位(362円)～200単位(2,072円)、わずかな金額であるが、請求可能となった。

①事業所に対する加算(150単位)の取得

専従職員が2名になったことで【特定事業所加算】の算定が可能となり、請求している。

②事業所に対する加算(各35単位)の取得

指定の研修を受け専門的知識を得た相談支援専門員を配置した場合に算定が可能となった。

- ・行動障害支援加算・・・強度行動障害(自閉症かつ自傷他害等の行動障害)のある利用者への対応
- ・要医療児者支援体制加算・・・重症心身障害児者への対応
- ・精神障害者支援体制加算・・・精神障害者への対応

30年度1年間で、指定の研修を受け終えたため、31年度より算定可能。

⇒①②については、当月請求人数全てに上乗せして算定可能。

③各ケースに対する加算の取得

30年度から算定可能なもの、31年度から算定可能なものがある。

以下参照。

加算名称	単位	概要
初回加算	300	初回契約時の加算。(H31年度より算定可能)
入院時情報連携加算Ⅰ	200	入院先医療機関への情報提供(訪問の場合)
入院時情報連携加算Ⅱ	100	入院先医療機関への情報提供(郵送の場合)
退院・退所加算	200	退院後のサービス量の変更作業が生じた場合
居宅介護支援事業所等連携加算	100	65歳を迎え介護保険に移行する際のケアマネージャーへの情報提供等
医療・保育・教育機関等連携加算	100	病院、学校等の職員と協議の場を設けサービス等利用計画を作成した場合
サービス担当者会議実施加算	100	更新月以外の月に、サービス提供事業所と会議を持った場合(1ヶ月につき1回まで)
サービス提供時モニタリング加算	100	モニタリング時、またはそれ以外の機会においてサービスの提供状況を確認した場合(1ヶ月につき1回まで、かつ1人あたり39人まで)

④サービス調整以外の基本相談に対し、基本報酬が算定できるよう市町村に打診

通常のモニタリング、更新以外の一般的な相談支援を行った際、相談支援専門員の業務量が膨大であった場合に、市町村に相談しモニタリング報酬を算定している。

→算定例: 困難ケースについて定期ケース会議を相談支援専門員が開催している、身寄りのない単身者の緊急時対応を行った(入院等)、住居探しや引越しの援助等。
単身者、または家族がいても高齢や障害などで家族の役割が果たせない場合には相談支援専門員が動かざるをえない。

⑤サービス調整以外の基本相談について、他機関と適切な役割分担

相談支援専門員一人が抱え込むのではなく、各機関と連携して役割分担を実施。

勿論、本人にできることは自分でして頂けるようエンパワメントの視点を念頭に置いて関わっている。

2. 圏域の課題

①社会資源の不足・・・グループホーム、重症心身障害児・者の日中受け入れ先(生活介護)や短期入所、居宅介護、通院等介助 など

<課題に対する取組み>

自立支援協議会相談部会の活用

現在ある様々なサービス、制度、民間サービス等を使っても解決できない課題は山積。

施策等に少しでもつながるよう、各相談支援専門員がH24年度より7年間かけて部会に報告。

委託・基幹相談支援センターが課題分析、集約、自立支援協議会へあげている。

②地域移行が進んでいない。(障害者支援施設や精神科病院から地域へ)

<課題に対する取組み>

・受け皿の資源不足については、上記、自立支援協議会の活用。資源創設の働きかけ。

・各相談支援専門員がモニタリング時に、地域移行の視点を持ちながら評価を行う。

平成30年度 事業実績報告

一般相談支援事業所 りんく

地域移行支援／地域定着支援

- ※地域移行支援・・・精神科病院や障害者支援施設からの退院・退所を推進する障がい福祉サービス
- ※地域定着支援・・・地域で単身生活を送る障がい者に対し常時(24時間)の連絡体制を確保し、緊急時には訪問をして必要な措置がとれるようにする障がい福祉サービス。

●支援状況

27年度で全ての契約者の地域移行が完了。
ニーズに対応できるよう体制はとってあるが、30年度も依頼はなかった。

●鈴鹿亀山圏域の事業者数(平成31年3月末現在)

	地域移行・定着実施
鈴鹿市	2事業所
亀山市	なし

特定りんく／一般りんく 全体業務

●諸会議

【内部会議】

りんく定期伝達会議・・・毎週月曜(※特定事業所加算)

【事業所間共通の会議】

- ①運営管理会議・・・毎月第3火曜
各部門・事業所の前月事業報告及び検討事項協議。管理者が出席。

【外部会議】

- ①自立支援協議会 相談部会・・・毎月第2木曜
- ②鈴鹿厚生病院・社会復帰施設連絡会・・・毎月第1月曜
- ③鈴鹿厚生病院 地域移行システム委員会・・・年4回
- ④自立支援協議会 精神保健ワーキンググループ・・・毎月第4水曜
- ⑤処遇困難事例連携会議・・・年3～4回

●職員研修／講演会／セミナー

- ・H30年5月15日 精神保健福祉基礎研修会(こころの健康センター)
『精神保健福祉総論／精神保健の基礎知識／疾患の理解と対応』・・・※特定相談加算対象の研修
- ・H30年6月11日 総合相談支援センターあい主催
『鈴鹿亀山圏域高次脳機能障害検討会』
- ・H30年11月24日付 修了証書
『重症心身障害児者等コーディネイター育成研修』・・・※特定加算対象の研修
- ・H30年12月14日
『精神科医療と福祉の連携研修会』・・・※特定加算対象の研修
- ・H31年2月11日付 修了証書
『強度行動障害支援者養成研修』・・・※特定加算対象の研修

●監査・実地指導・集団指導

特定相談支援事業所、一般相談支援事業所共に監査や実地指導はなかった。

●**精神保健福祉士実習生の受け入れ**

実習受入れ窓口は30年度より、りんく相談支援専門員が担当。また実習指導者として実習生受け入れ協力。

●**相談支援専門員個人委託業務**

①鈴鹿市より：鈴鹿市障害支援区分審査会委員・・・平成25年4月より安保重託